

# 第5回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2022年3月25日（金曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

## 決議事項

第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役8名選任の件

## 開催場所

東京都千代田区丸の内一丁目7番12号  
サピアタワー 5階  
ステーションコンファレンス東京  
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の  
「株主総会会場ご案内図」を参照いただき、お  
間違えのないようご注意ください。）

### <新型コロナウイルスに関するお知らせ>

- ・新型コロナウイルス感染防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面による事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会の当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。
- ・会場内は座席間隔を十分にとった配置となり、状況によってはご入場を制限させていただく場合がございます。また、会場入口においてマスクの着用・手指等のアルコール消毒へのご協力をお願いする場合がございます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.stifoods-hd.com/>) より、発信情報をご確認いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

株 主 各 位

東京都港区南青山一丁目15番14号  
株式会社 S T I フードホールディングス  
代表取締役社長 十 見 裕

### 第5回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第5回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主の皆さまの安全と健康を最優先に、株主総会当日のご来場をお控えいただきますよう何卒お願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月24日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

<b>1 日 時</b>	2022年3月25日（金曜日）午前10時
<b>2 場 所</b>	東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー 5階 ステーションコンファレンス東京 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
<b>3 目的事項</b>	<b>報告事項</b> 1. 第5期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第5期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役8名選任の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.stifoods-hd.com/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。

- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。

◎本招集ご通知提供書面の株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.stifoods-hd.com/ir/>）に掲載させていただきます。



# 株主総会参考書類

## 第1号議案

## 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所）

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                            | 変更案                                                                                                                                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> | <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p><u>（電子提供措置等）</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> |

| 現行定款                                          | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> | <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>1. 現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第17条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」とい）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

## 取締役8名選任の件

取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため取締役2名を増員することとし、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                               | 当社における地位                        |          |
|-------|----------------------------------|---------------------------------|----------|
| 1     | じゅうみ ゆたか<br>十見 裕                 | 代表取締役社長CEO                      | 再任       |
| 2     | やなぎさわ しげふさ<br>柳澤 重英              | 取締役副社長執行役員COO<br>兼STI事業本部長      | 再任       |
| 3     | たかはし さとし<br>高橋 敏                 | 取締役常務執行役員財務本部長                  | 再任       |
| 4     | やまざき けいすけ<br>山崎 敬介               | 取締役常務執行役員東日本デ일리ー事業<br>統括兼R&D本部長 | 再任       |
| 5     | あいはら のぶお<br>相原 信雄                | 社外取締役                           | 再任 社外 独立 |
| 6     | うえひら こういち<br>上平 光一               | 社外取締役                           | 再任 社外 独立 |
| 7     | のだ かずや<br>野田 和哉                  | 常務執行役員西日本デ일리ー事業統括兼<br>業務本部長     | 新任       |
| 8     | Douglas C. Howland<br>ダグラス ハウランド | —                               | 新任 社外 独立 |

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

## 再任

## 【略歴、当社における地位及び担当】

|          |                                                                     |          |                                       |
|----------|---------------------------------------------------------------------|----------|---------------------------------------|
| 1978年4月  | 伊藤忠アパレル(株) (現 伊藤忠商事(株)) 入社                                          | 2013年4月  | (株)新東京フード (エス・ティー・アイ(株)を吸収合併) 代表取締役社長 |
| 1988年12月 | 新東京インターナショナル(株)設立 代表取締役社長                                           | 2015年10月 | 三洋食品(株) (現(株)S T I ミヤギ) 設立 代表取締役社長    |
| 1997年4月  | STI AMERICA Inc. 設立 代表取締役社長                                         | 2017年3月  | (株)新東京エナック (現(株)S T I エナック) 代表取締役会長   |
| 2000年3月  | STI CHILE S.A. 設立 代表取締役社長 (現任)                                      | 2017年11月 | 当社設立代表取締役社長                           |
| 2001年9月  | STI AMERICA Inc. 代表取締役会長 (現任)                                       | 2018年3月  | (株)新東京フード (現(株)S T I フード) 代表取締役会長     |
| 2001年12月 | (株)クオ (2003年2月に(株)スティフに商号変更後、2013年3月に解散) 設立 代表取締役会長                 | 2018年8月  | (株)新東京デリカ (現(株)S T I デリカ) 設立 代表取締役社長  |
| 2002年10月 | 同社 代表取締役社長                                                          | 2019年1月  | 同社代表取締役会長                             |
| 2003年12月 | (株)新東京エナック (現(株)S T I エナック) 設立 代表取締役社長                              | 2019年3月  | 三洋食品(株) (現(株)S T I ミヤギ) 代表取締役会長       |
| 2006年1月  | (株)新東京フード (現(株)S T I フード) 設立 代表取締役社長                                | 2020年6月  | (株)ヤマトミ (現(株)S T I ミヤギ) 代表取締役社長       |
| 2010年9月  | エス・ティー・アイ(株) (新東京インターナショナル(株)を(株)極洋の子会社であるエス・ティー・アイ(株)に事業譲渡) 執行役員社長 | 2021年3月  | 当社代表取締役社長CEO (現任)                     |

## 【重要な兼職の状況】

(株)S T I フード 取締役  
 (株)S T I デリカ 取締役  
 (株)S T I エナック 取締役  
 (株)S T I サンヨー 取締役  
 (株)S T I ミヤギ 取締役  
 S T I AMERICA Inc. 代表取締役

## 取締役候補者とした理由

1988年、当社の前身である新東京インターナショナル株式会社を設立し、以降当社グループ全体の経営の指揮を執り、水産食材につよい食品メーカーとして、独創的な商品を開発し、また、新鮮な「海の恵み」という価値を、全プロセスにおいて最大化するサプライチェーンを構築するなど、当社グループ全体の企業価値の向上に貢献しております。今後も、同氏が持つ創業者としての理念と強力なリーダーシップにより、当社グループ全体の更なる成長と企業価値の向上に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。



## 再任

## 【略歴、当社における地位及び担当】

|         |                                                                              |          |                                                                         |
|---------|------------------------------------------------------------------------------|----------|-------------------------------------------------------------------------|
| 1979年4月 | 日綿實業(株) (現 双日(株)) 入社                                                         | 2017年11月 | 当社設立 取締役                                                                |
| 2001年4月 | ニチメンフーズ(株) (現 双日(株))<br>取締役                                                  | 2018年1月  | 当社 (株)新東京フードとの株式交<br>換及び同社の一部事業を吸収分割<br>し事業持株会社となる) 取締役<br>副社長執行役員事業本部長 |
| 2003年8月 | 新東京インターナショナル(株) 専<br>務取締役                                                    | 2018年3月  | 当社代表取締役副社長執行役員事<br>業本部長                                                 |
| 2010年9月 | エス・ティー・アイ(株) (新東京イ<br>ンターナショナル(株)を(株)極洋の子<br>会社であるエス・ティー・アイ(株)<br>に事業譲渡) へ転籍 | 2019年3月  | 当社取締役副社長執行役員事業本<br>部長                                                   |
| 2013年4月 | (株)新東京フード (エス・ティー・<br>アイ(株)を吸収合併) 取締役                                        | 2020年4月  | 当社取締役副社長執行役員事業統<br>括本部長                                                 |
|         |                                                                              | 2021年3月  | 当社取締役副社長執行役員COO<br>兼 S T I 事業本部長 (現任)                                   |

## 【重要な兼職の状況】

(株)S T I フード 取締役  
(株)S T I デリカ 取締役  
(株)S T I エナック 取締役  
(株)S T I サンヨー 取締役  
(株)S T I ミヤギ 代表取締役  
S T I AMERICA Inc. 取締役

## 取締役候補者とした理由

2003年、当社の前身である新東京インターナショナル株式会社の取締役に就任して以来、当社グループ事業を牽引するとともに、当社設立以降は取締役副社長として、当社グループの成長に貢献しております。当社グループの経営全般の知見を有しており、今後も更なる成長と企業価値の向上に貢献ができると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

たかはし  
高橋

さとし  
敏 (1965年6月18日)

所有する当社の株式数……………200株  
在任年数……………3年  
取締役会出席状況……………14/14回

再任

**【略歴、当社における地位及び担当】**

|          |                                |         |                                                       |
|----------|--------------------------------|---------|-------------------------------------------------------|
| 1984年4月  | 凸版印刷(株) 入社                     | 2017年4月 | 同社執行役員財務経理部長                                          |
| 1990年10月 | 税理士金田正彦事務所                     | 2018年1月 | 当社（(株)新東京フードとの株式交換及び同社の一部事業を吸収分割し事業持株会社となる）執行役員財務経理部長 |
| 2000年6月  | らでいっしゅぼーや(株)（現 オイシックス・ラ・大地(株)） | 2019年3月 | 当社取締役執行役員財務本部長                                        |
| 2009年6月  | (株)市川環境エンジニアリング                | 2021年3月 | 当社取締役常務執行役員財務本部長（現任）                                  |
| 2010年10月 | セノー(株)                         |         |                                                       |
| 2014年4月  | 同社管理部部長代行                      |         |                                                       |
| 2015年2月  | (株)新東京フード入社 財務経理部長             |         |                                                       |

**【重要な兼職の状況】**

(株)STIフード 取締役  
(株)STIデリカ 取締役  
(株)STIエナック 取締役  
(株)STIサンヨー 取締役  
(株)STIミヤギ 取締役

**取締役候補者とした理由**

当社設立時の執行役員財務経理部長であり、その後取締役財務本部長として、当社グループの財務・経理面の充実に貢献し、当社グループの経営全般及び管理・運営業務の知見を有し、当社グループ全体の更なる成長と企業価値の向上に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

## 再任

## 【略歴、当社における地位及び担当】

|          |                                       |          |                                                                                       |
|----------|---------------------------------------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 1996年4月  | 新東京インターナショナル(株)入社                     | 2018年10月 | (株)新東京デリカ (現(株)S T I デリカ) 取締役                                                         |
| 1999年4月  | (株)マコト                                |          |                                                                                       |
| 2014年6月  | (株)新東京フード                             | 2019年7月  | 同社代表取締役社長                                                                             |
| 2015年6月  | 同社執行役員                                | 2021年3月  | 当社取締役常務執行役員東日本デ<br>イリー事業統括兼R & D本部長兼<br>S T I フード代表取締役会長兼S<br>T I デリカ代表取締役社長 (現<br>任) |
| 2017年3月  | 同社取締役執行役員                             |          |                                                                                       |
| 2017年11月 | 当社取締役                                 |          |                                                                                       |
| 2018年3月  | (株)新東京フード (現(株)S T I フ<br>ード) 代表取締役社長 |          |                                                                                       |

## 【重要な兼職の状況】

(株)S T I フード 代表取締役  
 (株)S T I デリカ 代表取締役

## 取締役候補者とした理由

当社設立時の取締役であり、その後、グループ各社の代表取締役を歴任、当社グループの製造・開発部門を牽引し、グループの成長に寄与してまいりました。今後も製造・開発部門の要として、当社グループ全体の更なる成長と企業価値の向上に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

- (注) 1.山崎敬介氏の取締役会出席回数は、2021年3月26日就任以降に開催された取締役会を対象としております。
- 2.山崎敬介氏の取締役在任年数は、過去における合計を記載しております。

候補者番号

5

あいはら のぶお  
**相原 信雄** (1945年3月15日)

所有する当社の株式数……………300株  
在任年数……………4年  
取締役会出席状況……………14/14回

再任

社外

独立

**【略歴、当社における地位及び担当】**

|         |                                   |          |                                           |
|---------|-----------------------------------|----------|-------------------------------------------|
| 1967年4月 | 桑山鎖 (現 ㈱桑山) 入社                    | 2011年6月  | ㈱クレール代表取締役会長                              |
| 1970年4月 | ㈱桑山 設立 常務取締役                      | 2016年1月  | ㈱HAKKOインターナショナル<br>(現 ㈱エヌジェー) 代表取締役<br>会長 |
| 1987年4月 | 同社専務取締役                           | 2018年7月  | ㈱桑山相談役 (現任)                               |
| 2003年4月 | 同社代表取締役社長                         | 2018年10月 | 当社社外取締役 (現任)                              |
| 2009年6月 | 同社取締役副会長                          |          |                                           |
| 2009年6月 | ㈱プリリアンスインターナシヨナル<br>ルジャパン 代表取締役会長 |          |                                           |

**【重要な兼職の状況】**

㈱桑山 相談役

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

消費財業界における豊富な経験・知見を有しており、当社グループ全体の事業展開に関する助言・提言を期待するとともに、事業会社の代表取締役としての経験による企業経営者の視点から当社取締役会機能の強化及び経営の監視体制の確立に貢献できると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

6

うえひら こういち  
**上平 光一** (1956年4月14日)

所有する当社の株式数……………100株  
在任年数……………4年  
取締役会出席状況……………14/14回

再任

社外

独立

**【略歴、当社における地位及び担当】**

|          |                            |          |                    |
|----------|----------------------------|----------|--------------------|
| 1979年4月  | 監査法人中央会計事務所 入所             | 2018年10月 | 当社社外取締役 (現任)       |
| 1987年10月 | 上平光一公認会計士・税理士事務所開設 所長 (現任) | 2019年6月  | スタンレー電気㈱社外監査役 (現任) |
| 2015年12月 | ㈱タックスネットワーク代表取締役 (現任)      |          |                    |

**【重要な兼職の状況】**

㈱タックスネットワーク 代表取締役  
スタンレー電気㈱ 社外監査役

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

公認会計士・税理士として財務及び会計に関する豊富な知見を有し、事業会社の代表取締役も兼任していることから、社外取締役として当社の重要な事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

7

の だ か ず や  
**野田 和哉** (1957年1月8日)

所有する当社の株式数……………100株  
在任年数……………0年  
取締役会出席状況……………回

新任

**【略歴、当社における地位及び担当】**

|          |                                        |          |                                         |
|----------|----------------------------------------|----------|-----------------------------------------|
| 1980年 4月 | 阪和興業(株)大阪本社入社                          | 2021年 3月 | 当社常務執行役員西日本デリー                          |
| 1987年10月 | HANWA AMERICAN CORP.<br>SEATTLE BRANCH |          | 事業統括兼業務本部長兼(株)S T I<br>エナック代表取締役会長 (現任) |
| 2000年 4月 | 阪和興業(株)東京本社食品部長                        |          |                                         |
| 2006年 4月 | 同社大阪本社食品部長                             |          |                                         |
| 2011年 4月 | 同社東京本社東京・大阪食品担当<br>理事                  |          |                                         |
| 2014年 7月 | 同社理事兼本間水産(株)代表取締役                      |          |                                         |
| 2017年 3月 | (株)新東京エナック (現株)S T I エ<br>ナック) 代表取締役社長 |          |                                         |

**【重要な兼職の状況】**

(株)S T I エナック 代表取締役

**取締役候補者とした理由**

大手商社の食品部門における水産資源調達に関する豊富な経験・知見を有しており、事業会社の経営等で培った企業経営に関する高い見識からも、当社グループ全体の更なる成長と企業価値の向上に貢献できると判断し、新任取締役候補者いたしました。

候補者番号

8

D o u g l a s C . H o w l a n d  
**ダグラス ハウランド** (1959年8月22日)

所有する当社の株式数 0株  
在任年数 0年  
取締役会出席状況 - 回

新任

社外

独立

**【略歴、当社における地位及び担当】**

|          |                                        |
|----------|----------------------------------------|
| 1985年 7月 | MORGAN STANLEY入社                       |
| 1989年 5月 | GOLDMAN SACHS LONDON                   |
| 1995年 5月 | DEUTSCHE BANK HONGKONG<br>LONDON JAPAN |
| 2007年12月 | JPMORGAN JAPAN                         |
| 2018年 4月 | ソフトバンク(株)                              |
| 2020年 4月 | 日本コンピュータビジョン(株)<br>マネージャー (現任)         |

**【重要な兼職の状況】**

日本コンピュータビジョン(株) マネージャー

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

世界的金融グループにおける、投資家としての幅広い見識と事業構築経験及び多様性を活かし、当社グループ全体の今後の海外戦略を含む事業展開と更なる成長に貢献できると判断し、新任社外取締役候補者いたしました。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 相原信雄氏、上平光一氏、ダグラスハウランド氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、相原信雄氏及び上平光一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、相原信雄氏及び上平光一氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、ダグラスハウランド氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）について、2021年12月の取締役会で承認され、2022年1月1日付で保険会社との間で契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲はグループ全役員と当社の執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象としないこととしております。
5. 当社は、相原信雄氏及び上平光一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、ダグラスハウランド氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。

(ご参考)

取締役及び監査役スキル・マトリックス

| 氏名            | 当社における地位 | 企業経営 | 財務会計 | 法務・ガバナンス | 製造・開発 | 営業・マーケティング | 多様性 |
|---------------|----------|------|------|----------|-------|------------|-----|
| 十見 裕          | 代表取締役    | ●    | ●    | ●        | ●     | ●          |     |
| 柳澤 重英         | 取締役      | ●    |      |          | ●     | ●          |     |
| 高橋 敏          | 取締役      | ●    | ●    |          |       |            |     |
| 山崎 敬介         | 取締役      | ●    |      |          | ●     | ●          |     |
| 相原 信雄         | 社外取締役    | ●    |      | ●        |       | ●          | ●   |
| 上平 光一         | 社外取締役    | ●    | ●    |          |       |            | ●   |
| 野田 和哉         | 新任       | ●    |      |          | ●     | ●          | ●   |
| ダグラス<br>ハウランド | 新任       | ●    |      |          |       | ●          | ●   |
| 小川 隆          | 常勤監査役    | ●    |      | ●        |       |            |     |
| 塚本 幸一         | 監査役      | ●    |      | ●        |       | ●          |     |
| 河野 淳二         | 社外監査役    | ●    | ●    | ●        |       | ●          | ●   |
| 渡邊 定義         | 社外監査役    | ●    | ●    | ●        |       |            | ●   |

(注) 上記一覧は、関連部門に所属した経験を有するなど特に専門性が高い分野について「●」としており、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

以 上

# (提供書面) 事業報告

(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

## 1 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の流行長期化に伴い、緊急事態宣言が度々発出されたことにより大きく活動を制限されました。2021年の夏場以降、ワクチン接種率の向上とともに感染者数は減少傾向となり、同年9月末に緊急事態宣言が解除されると緩やかに回復に向かい始めました。しかしながら感染力の強い新たな変異ウイルスの流行が始まっており、再び先行きが不透明な状況となっております。

食品業界におきましては、いわゆる「巣ごもり消費」による内食・中食需要の増加は、新型コロナウイルス感染症が小康状態となった局面においても継続しており、ウィズコロナ、ポストコロナ時代の「新たな日常」における個人消費行動の変化への対応が求められております。一方、海外におけるサプライチェーンの停滞や、経済活動再開に伴う需要増による原材料価格の高騰など、生産現場における継続的な供給に対する負荷が高まりました。

このような環境の中、当社グループは「持続可能な原材料・製造への取り組み」「フードロスの削減への取り組み」「環境への配慮」「原料調達から製造・販売まで一貫した垂直統合型の展開」「健康志向と魚文化を重視した中食への取り組み」を基本方針に掲げ、中長期的な企業価値向上と持続的な成長の実現に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症対策の徹底など、食品メーカーとして消費者と従業員の安全と安心のために、安定した製造・供給を継続すべく、当社グループ全体で社会的に重要な使命の遂行に取り組んで参りました。

販売面では、食品販売におきまして、巣ごもり需要の影響などによりカップサラダ製品などのチルド惣菜製品の販売が伸びました。食材販売におきましても、上期に低下したおにぎり需要が下期には徐々に回復に向かうとともに、新商材の販売などにより持ち直しました。この結果、当連結会計年度における売上高は、26,264百万円（前連結会計年度比13.9%増）となりました。

損益面では、下期において海外需要の増加に伴う原材料価格の高騰により売上原価率の上昇を招きましたが、上期における生産効率の向上による労務費を中心とした売上原価率の改善が奏功し、当連結会計年度における営業利益は1,723百万円（前連結会計年度比30.2%増）、経常利益は1,745百万円（前連結会計年度比36.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,110百万円（前連結会計年度比33.4%増）となりました。



なお、当社グループは食品製造販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は835百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

|                 |                         |
|-----------------|-------------------------|
| 当社              | S T I エナック社員寮建設（福岡県糸島市） |
| 株式会社 S T I デリカ  | 包装ラインの増設                |
| 株式会社 S T I サンヨー | レトルトパウチ製造設備の導入          |
| 株式会社 S T I ミヤギ  | スモークライン設備の導入            |

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

|    |             |
|----|-------------|
| 当社 | 基幹システムの自社開発 |
|----|-------------|

## ③ 資金調達の状況

当社は、2021年10月5日を払込期日とする公募による新株式の発行により、754百万円を調達いたしました。

また、2021年10月18日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行により、216百万円を調達いたしました。

## ④ 重要な組織再編等の状況

当社の完全子会社である三洋食品株式会社は、2021年4月1日付で同社の焼津事業部及びSPF事業部を新設分割し、新たに設立する株式会社 S T I サンヨーに同事業を承継することとなりました。新設会社である株式会社 S T I サンヨーは、本新設分割に際して普通株式600株を発行し、そのすべてを三洋食品株式会社に割当て交付しました。当社は、三洋食品株式会社が割当て交付された株式のすべてにつき剰余金の配当として交付を受け、株式会社 S T I サンヨーの全株式を取得しました。

当社の完全子会社である三洋食品株式会社は、同社を存続会社、同じく当社の完全子会社である株式会社 ヤマトミを消滅会社とする吸収合併を行い、存続会社の商号を株式会社 S T I ミヤギに変更いたしました。この吸収合併により、2021年4月1日付で株式会社 ヤマトミは消滅いたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                      | 第2期<br>(2018年12月期) | 第3期<br>(2019年12月期) | 第4期<br>(2020年12月期) | 第5期<br>(当連結会計年度)<br>(2021年12月期) |
|--------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高(百万円)                 | 17,843             | 20,644             | 23,062             | 26,264                          |
| 経常利益(百万円)                | 710                | 591                | 1,276              | 1,745                           |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益(百万円) | 506                | 456                | 832                | 1,110                           |
| 1株当たり当期純利益 (円)           | 101.35             | 91.20              | 162.65             | 199.95                          |
| 総資産(百万円)                 | 9,147              | 9,200              | 11,324             | 12,777                          |
| 純資産(百万円)                 | 1,769              | 1,959              | 3,566              | 5,440                           |
| 1株当たり純資産額 (円)            | 345.90             | 389.02             | 648.84             | 945.73                          |

- (注) 1. 第4期（前連結会計年度）より連結計算書類を作成しております。第2期及び第3期については金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。
2. 当社は、2018年11月30日付で普通株式1株につき100株、2020年6月30日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第2期<br>(2018年12月期) | 第3期<br>(2019年12月期) | 第4期<br>(2020年12月期) | 第5期<br>(当事業年度)<br>(2021年12月期) |
|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高(百万円)       | 7,383              | 9,086              | 8,355              | 9,507                         |
| 経常利益(百万円)      | 200                | 354                | 434                | 1,005                         |
| 当期純利益(百万円)     | 135                | 346                | 423                | 916                           |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 27.04              | 69.30              | 82.65              | 164.99                        |
| 総資産(百万円)       | 5,107              | 5,312              | 6,632              | 7,731                         |
| 純資産(百万円)       | 1,187              | 1,306              | 2,534              | 4,207                         |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 237.35             | 261.25             | 461.12             | 731.25                        |

(注) 当社は、2018年11月30日付で普通株式1株につき100株、2020年6月30日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                       | 資 本 金     | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容       |
|-----------------------------|-----------|----------|---------------------|
| 株 式 会 社 S T I フード           | 100百万円    | 100.0%   | 惣菜の製造・販売            |
| 株 式 会 社 S T I デリカ           | 10百万円     | 100.0%   | 惣菜の製造・販売            |
| 株 式 会 社 S T I エナック          | 10百万円     | 100.0%   | 惣菜・食材（水産品）の製造・販売    |
| 株 式 会 社 S T I サンヨー          | 30百万円     | 100.0%   | 缶詰・ペットフードの製造・販売     |
| 株 式 会 社 S T I ミヤギ           | 30百万円     | 100.0%   | 缶詰・惣菜・食材（水産品）の製造・販売 |
| S T I A M E R I C A I n c . | 77,000米ドル | 100.0%   | 食材（水産品）の輸出等         |

(注) 1. 2021年4月1日付で株式会社ヤマトミは三洋食品株式会社に吸収合併されております。また、同日付で三洋食品株式会社は株式会社S T I ミヤギに商号を変更しております。

2. 2021年4月1日付で、株式会社S T I サンヨーを新たに設立しております。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループをとりまく環境は、国内における少子高齢化の進行により社会構造変化が進むとともに、新型コロナウイルス感染症拡大による社会経済活動への影響から、そのライフスタイルや価値観が多様化している状況に加え、世界においては、異常気象による天然資源、食料等の不足が深刻化していると考えられます。

このような環境の中、“食”の安全・安心に対する要請はさらに高まるとともに、引き続き中食市場の成長が、食品市場を牽引するものと考えており、当社グループでは、この中食市場における惣菜の中でも特に水産素材へのニーズは高まっていくものと認識しております。一般的に魚を素材とする調理は、その下処理や魚臭、焼成煙、調理器具の後片付けの手間などもあり家庭では敬遠されやすいものでありますが、近年の健康志向等を背景に、ヘルシーで栄養価の高い魚（例えば、DHAやEPAなどの不飽和脂肪酸を多く含む青魚等）はその価値をあらためて見直されております。一方で、市場における魚を素材とする惣菜商品は少ないため、「簡便性」「即食性」「美味しさ」「ヘルシー感」「値ごろ感」を兼ね備えた魚を素材とした惣菜商品への需要は、今後も高まる傾向にあります。

また、足元における新型コロナウイルス感染症拡大による市場環境の変化への柔軟な対応を含め、食品メーカーとして消費者と従業員の安全と安心のために、安定した製造・供給を継続すべく、当社グループ全体で食品メーカーとして社会的に重要な使命の遂行に努めております。

このような状況のもと、当社グループは、中長期的な企業価値向上と持続的な成長の実現に向けて以下のことに取り組んでまいります。

##### ① 新規商品の開発、生産体制の増強、販路の拡大について

今後も継続的な成長を見込むためには、開発・生産・販売それぞれの拡充が重要であるとと考えております。

中食への更なる取り組みとして市場においてニーズの高い惣菜や高齢者向け惣菜の開発、フードロス・廃棄削減への取り組みとして新技術による鮮度延長や冷凍食品開発への注力、健康志向への取り組みとして余分な添加物を含まない商品開発等、新たな商品の開発を目指しております。

また、市場における需要の高まりや多様化するニーズへの対応に加え、既存工場から遠隔地域への出荷量増加に伴う物流費の上昇などにも対応すべく、最適な立地における生産工場の増設や、地域活性化を目指した既存工場における生産ラインの拡充などに努めてまいります。

販路拡大につきましては、既存得意先を通じた顧客ニーズの深耕を図ることによる展開地域・商品の拡大に加え、当社グループの方針と合致する新たなパートナーの探求による国内新市場の開拓、さらには当社グループとして直接顧客への販売ができる体制の構築を

目指しております。また、新型コロナウイルス感染症の収束状況を見極めながら、海外市場の調査を行い、将来的な海外展開拡大の礎の構築に努めてまいります。

## ② 人材の確保・育成について

事業部門においては、商品の差別化を図るための独自技術の開発や、これを活かした新商品開発の推進、開発業務をEngineerととらえたSE (=Seafood Engineerの略) 層の拡充を図るための開発営業担当など、優秀な人材の確保を図ってまいります。

さらに、コーポレートガバナンス体制の更なる充実のため、当社グループ管理部門の人材強化を図ってまいります。

また、将来にわたる成長力、収益力強化のために、人材育成も不可欠と考えており、社内研修プログラムや福利厚生制度、人事制度などの充実を図ってまいります。

## ③ 安全・安心を追求した品質管理

当社グループは食品メーカーとしての社会的責任を果たすため、品質管理体制をより強化してまいります。具体的には、CO<sub>2</sub>を排出しない冷凍機の導入等、環境に配慮した製造設備の改善を継続するとともに、原材料の調達から製造・販売に至るまでの各プロセスにおけるトレーサビリティの更なる充実を図ってまいります。

## ④ 内部管理体制の強化

当社グループは成長段階にあり、業務運営の効率化やリスクマネジメントのための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。このため、業務改善を推進して効率化を図るとともに、事業等のリスクを適切に把握・対処し、コンプライアンスを重視した経営管理体制に重点をおくことで、経営の公平性や透明性を確保し、内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

## (5) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

当社グループは、水産原料素材の調達から製造・販売までを一貫して行う水産原材料に強い食品メーカーとして、食品製造販売事業を主たる事業としております。なお、当社グループは食品製造販売事業の単一セグメントであり、セグメント情報を記載していないことから、以下、当社グループの管理上の区分をベースに主要な製品分類とその内容を記載いたします。

| 製品分類 | 主な事業内容                                                                |
|------|-----------------------------------------------------------------------|
| 食品   | 主にコンビニエンスストア向け水産惣菜の製造・販売、水産原材料を使った缶詰・レトルト製品等の製造・販売                    |
| 食材   | 主にコンビニエンスストア向けおにぎり・弁当・パスタ・サラダ等に使用される水産食材を、食材商社等を通じてデイリー惣菜メーカー向けに製造・販売 |

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年12月31日現在)

① 当社

|   |   |       |
|---|---|-------|
| 本 | 社 | 東京都港区 |
|---|---|-------|

② 子会社

|                  |                                    |
|------------------|------------------------------------|
| 株式会社 S T I フード   | 本社 (東京都港区)、船橋工場 (千葉県船橋市)           |
| 株式会社 S T I デリカ   | 本社 (東京都港区)、白岡工場 (埼玉県白岡市)           |
| 株式会社 S T I エナック  | 本社 (東京都港区)、福岡工場 (福岡県糸島市)           |
| 株式会社 S T I サンヨー  | 本社 (東京都港区)、焼津事業部・SPF事業部 (静岡県焼津市)   |
| 株式会社 S T I ミヤギ   | 本社 (宮城県石巻市)、石巻事業部・ヤマトミ事業部 (宮城県石巻市) |
| STI AMERICA Inc. | 本社 (アメリカ合衆国ワシントン州シアトル)             |

- (注) 1. 2021年4月1日付で株式会社ヤマトミは三洋食品株式会社に吸収合併されております。また、同日付で三洋食品株式会社は株式会社 S T I ミヤギに商号を変更しております。  
2. 2021年4月1日付で、株式会社 S T I サンヨーを新たに設立しております。

(7) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分     | 使用人数        | 前連結会計年度末比増減  |
|----------|-------------|--------------|
| 食品製造販売事業 | 285 (849) 名 | 11名増 (138名増) |
| 合計       | 285 (849) 名 | 11名増 (138名増) |

(注) 使用人数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (派遣社員を除く。) は、最近1年間の平均人数 (1日8時間換算) を ( ) 内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数     | 前事業年度末比増減  | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|------------|-------|--------|
| 87 (5) 名 | 14名増 (2名増) | 41.9歳 | 3.5年   |

(注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (派遣社員を除く。) は、最近1年間の平均人員 (1日8時間換算) を ( ) 内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

| 借入先          | 借入額    |
|--------------|--------|
| 株式会社りそな銀行    | 386百万円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 506百万円 |
| 株式会社静岡銀行     | 99百万円  |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 14百万円  |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2021年12月14日付で東京証券取引所にスタンダード市場への新市場区分の選択申請を行いました。



## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2021年12月31日現在)

① 発行可能株式総数 20,000,000株

② 発行済株式総数 5,752,900株

(注) 1. 2021年10月5日を払込期日とする公募増資による新株式の発行により、発行済株式総数が200,000株増加しました。

2. 2021年10月18日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当増資による新株式の発行により、発行済株式総数が57,400株増加しました。

③ 株主数 4,256名

### ④ 大株主

| 株主名                                                   | 持株数     | 持株比率   |
|-------------------------------------------------------|---------|--------|
| 株式会社 十見                                               | 1,980千株 | 34.41% |
| 十見 裕                                                  | 620千株   | 10.77% |
| 株式会社 極洋                                               | 500千株   | 8.69%  |
| 株式会社セブン-イレブン・ジャパン                                     | 500千株   | 8.69%  |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口)                                   | 360千株   | 6.26%  |
| MISP CLIENT SECURITIES                                | 179千株   | 3.11%  |
| NOMURA PB NOMINEES LIMITED<br>OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) | 118千株   | 2.06%  |
| 株式会社 キャメル 珈琲                                          | 100千株   | 1.73%  |
| 野村証券株式会社                                              | 83千株    | 1.45%  |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC<br>ISG(FE-AC)          | 68千株    | 1.18%  |

(注) 持株数上位10名を示しております。なお、持株比率は発行済株式の総数から自己株式 (50株) を除いて計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

### ① 当事業年度の末日における新株予約権の状況

#### イ. 第1回新株予約権

|                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議日                                   | 2018年12月27日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 新株予約権の数                                 | 30,000個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数                     | 普通株式 150,000株<br>(新株予約権1個につき5株)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 新株予約権の行使時の払込金額                          | 1株当たり320円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 320円<br>資本組入額 160円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 新株予約権の行使期間                              | 2021年4月1日から2028年12月26日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 新株予約権の行使条件                              | <p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は子会社・関連会社の取締役及び従業員であることを要します。ただし、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。</p> <p>② 新株予約権は相続できないものとし、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めません。</p> <p>③ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできません。</p> <p>④ 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。</p> <p>⑤ 新株予約権者は、行使期間にかかわらず、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場した場合に限り、当該上場期間中、当該新株予約権の行使を行うことができます。</p> <p>⑥ 本新株予約権の目的である当社の普通株式が東京証券取引所市場第一部に上場した場合に限り、本新株予約権を行使することができます。但し、東京証券取引所の有価証券上場規程の改訂等により市場第一部指定基準が変更となり、または市場第一部との名称の市場が存在しなくなるなどした場合には、2019年1月1日現在の東京証券取引所有価証券上場規程に定める一部指定基準（形式要件）を当社が満たした場合、本新株予約権を行使することができます。</p> <p>⑦ 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2020年12月期から2024年12月期までのいずれかの期の当社連結損益計算書における経常利益が、1,300百万円を超過した場合にのみ新株予約権を行使することができます。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとします。</p> |

|       |               |         |
|-------|---------------|---------|
| 割当の状況 | 取締役（社外取締役を除く） | 14,800個 |
|       | 当社グループの従業員    | 13,600個 |
|       | 合計            | 28,400個 |

- (注) 1. 第1回新株予約権の数30,000個のうち、退職等により、1,600個分の権利が喪失しております。  
 2. 2020年6月16日開催の取締役会決議により、2020年6月30日をもって1株につき5株の割合をもって株式分割を行っております。

□. 第2回新株予約権

|                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議日                                   | 2018年12月27日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 新株予約権の数                                 | 20,000個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数                     | 普通株式 100,000株<br>(新株予約権1個につき5株)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 新株予約権の行使時の払込金額                          | 1株当たり320円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 321円<br>資本組入額 160.5円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 新株予約権の行使期間                              | 2021年4月1日から2028年12月26日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 新株予約権の行使条件                              | <p>① 本新株予約権の目的である当社の普通株式が東京証券取引所市場第一部に上場した場合に限り、本新株予約権を行使することができます。但し、東京証券取引所の有価証券上場規程の改訂等により市場第一部指定基準が変更となり、または市場第一部との名称の市場が存在しなくなるなどした場合には、2019年1月1日現在の東京証券取引所有価証券上場規程に定める一部指定基準（形式要件）を当社が満たした場合、本新株予約権を行使することができます。</p> <p>② 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2020年12月期から2024年12月期までのいずれかの期の当社連結損益計算書における経常利益が、1,300百万円を超過した場合にのみ新株予約権を行使することができます。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとします。</p> <p>③ 新株予約権者は、新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての新株予約権を行使することができないものとします。</p> |

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |         |    |         |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------|----|---------|
| <p>新株予約権の行使条件</p> | <p>(a)行使価額に80%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を 下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。</p> <p>(b)新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額に80%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。</p> <p>(c)新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額に80%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回る価格となったとき。</p> <p>(d)新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、DCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額に80%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回ったとき。</p> <p>④ 新株予約権者は、新株予約権を行使する時まで継続して、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役及び従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではありません。</p> <p>⑤ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めません。</p> <p>⑥ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできません。</p> <p>⑦ 新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。</p> |               |         |    |         |
| <p>割当の状況</p>      | <table border="0"> <tr> <td>取締役（社外取締役を除く）</td> <td>20,000個</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>20,000個</td> </tr> </table>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 取締役（社外取締役を除く） | 20,000個 | 合計 | 20,000個 |
| 取締役（社外取締役を除く）     | 20,000個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |               |         |    |         |
| 合計                | 20,000個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |               |         |    |         |

(注) 2020年6月16日開催の取締役会決議により、2020年6月30日をもって1株につき5株の割合をもって株式分割を行っております。

八. 第3回新株予約権 (2018年12月27日取締役会決議)

|                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の数                                 | 50,000個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数                     | 普通株式 250,000株<br>(新株予約権1個につき5株)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 新株予約権の行使時の払込金額                          | 1株当たり320円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 321円<br>資本組入額 160.5円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 新株予約権の行使期間                              | 2021年4月1日から2028年12月26日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 新株予約権の行使条件                              | <p>① 新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より新株予約権の付与を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)のみが新株予約権を行使できることとします。</p> <p>② 本新株予約権の目的である当社の普通株式が東京証券取引所市場第一部に上場した場合に限り、本新株予約権を行使することができます。但し、東京証券取引所の有価証券上場規程の改訂等により市場第一部指定基準が変更となり、または市場第一部との名称の市場が存在しなくなるなどした場合には、2019年1月1日現在の東京証券取引所有価証券上場規程に定める一部指定基準(形式要件)を当社が満たした場合、本新株予約権を行使することができます。</p> <p>③ 新株予約権者は、2020年12月期から2024年12月期までのいずれかの期の当社連結損益計算書における経常利益が、1,300百万円を超過した場合にのみ新株予約権を行使することができます。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとします。</p> <p>④ 新株予約権者は、新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての新株予約権を行使することができないものとします。</p> <p>(a) 行使価額に80%を乗じた価格(1円未満切り上げ)を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)</p> <p>(b) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額に80%を乗じた価格(1円未満切り上げ)を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)</p> <p>(c) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれか</p> |

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |               |        |       |        |            |         |           |        |       |      |     |         |    |         |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|--------|-------|--------|------------|---------|-----------|--------|-------|------|-----|---------|----|---------|
| <p>新株予約権の行使条件</p> | <p>の金融商品取引所に上場された場合以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額に80%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回る価格となったとき。</p> <p>(d) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、DCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額に80%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回ったとき。</p> <p>⑤ 新株予約権者は、新株予約権を行使する時まで継続して、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役及び従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではありません。</p> <p>⑥ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めません。</p> <p>⑦ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできません。</p> <p>⑧ 新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。</p> |               |        |       |        |            |         |           |        |       |      |     |         |    |         |
| <p>割当の状況</p>      | <table border="0"> <tr> <td>取締役（社外取締役を除く）</td> <td>7,620個</td> </tr> <tr> <td>社外取締役</td> <td>2,700個</td> </tr> <tr> <td>当社グループの従業員</td> <td>10,440個</td> </tr> <tr> <td>当社グループの顧問</td> <td>3,700個</td> </tr> <tr> <td>業務委託先</td> <td>400個</td> </tr> <tr> <td>預託先</td> <td>20,000個</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>44,860個</td> </tr> </table>                                                                                                                                                                                           | 取締役（社外取締役を除く） | 7,620個 | 社外取締役 | 2,700個 | 当社グループの従業員 | 10,440個 | 当社グループの顧問 | 3,700個 | 業務委託先 | 400個 | 預託先 | 20,000個 | 合計 | 44,860個 |
| 取締役（社外取締役を除く）     | 7,620個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |               |        |       |        |            |         |           |        |       |      |     |         |    |         |
| 社外取締役             | 2,700個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |               |        |       |        |            |         |           |        |       |      |     |         |    |         |
| 当社グループの従業員        | 10,440個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |               |        |       |        |            |         |           |        |       |      |     |         |    |         |
| 当社グループの顧問         | 3,700個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |               |        |       |        |            |         |           |        |       |      |     |         |    |         |
| 業務委託先             | 400個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |               |        |       |        |            |         |           |        |       |      |     |         |    |         |
| 預託先               | 20,000個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |               |        |       |        |            |         |           |        |       |      |     |         |    |         |
| 合計                | 44,860個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |               |        |       |        |            |         |           |        |       |      |     |         |    |         |

(注) 1. 信託期間の満了日（2020年10月30日、2021年10月29日）の到来に伴い、当社グループの現在及び将来の取締役、又は従業員並びに発行会社が特別に認めた顧問及び業務委託先のうち受益者適格要件を満たす者に対して、その功績に応じ、第3回新株予約権の一部を、上記のとおり分配しております。

2. 第3回新株予約権の数50,000個のうち、退職等により、5,140個分の権利が喪失しております。

3. 2020年6月16日開催の取締役会決議により、2020年6月30日をもって1株につき5株の割合をもって株式分割を行っております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2021年12月31日現在)

| 会社における地位 | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                   |
|----------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 十 見 裕   | CEO<br>(株)STIフード 取締役<br>(株)STIデリカ 取締役<br>(株)STIエナック 取締役<br>(株)STIサンヨー 取締役<br>(株)STIミヤギ 取締役<br>STI AMERICA Inc. 代表取締役      |
| 取締役副社長   | 柳 澤 重 英 | COO 兼事業本部長<br>(株)STIフード 取締役<br>(株)STIデリカ 取締役<br>(株)STIエナック 取締役<br>(株)STIサンヨー 取締役<br>(株)STIミヤギ 取締役<br>STI AMERICA Inc. 取締役 |
| 取 締 役    | 高 橋 敏   | 常務執行役員財務本部長<br>(株)STIフード 取締役<br>(株)STIデリカ 取締役<br>(株)STIエナック 取締役<br>(株)STIサンヨー 取締役<br>(株)STIミヤギ 取締役                        |
| 取 締 役    | 山 崎 敬 介 | 常務執行役員東日本デリー事業統括兼開発本部長<br>(株)STIフード 代表取締役<br>(株)STIデリカ 代表取締役                                                              |

| 会社における地位  | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                               |
|-----------|---------|-------------------------------------------------------|
| 取 締 役     | 相 原 信 雄 | (株)桑山 相談役                                             |
| 取 締 役     | 上 平 光 一 | (株)タックスネットワーク 代表取締役<br>スタンレー電気(株) 社外監査役               |
| 常 勤 監 査 役 | 小 川 隆   | (株)STIサンヨー 監査役<br>(株)STIミヤギ 監査役                       |
| 監 査 役     | 塚 本 幸 一 | —                                                     |
| 監 査 役     | 河 野 淳 二 | —                                                     |
| 監 査 役     | 渡 邊 定 義 | 渡邊定義税理士事務所 所長<br>湘南信用金庫 非常勤監事<br>F I G(株) 取締役 (監査等委員) |

- (注) 1. 取締役相原信雄氏及び取締役上平光一氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役河野淳二氏及び監査役渡邊定義氏は、社外監査役であります。  
3. 社外取締役上平光一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 社外監査役渡邊定義氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
5. 当社は、社外取締役相原信雄氏及び上平光一氏、社外監査役河野淳二氏及び渡邊定義氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び常勤監査役以外の各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。



### ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）について、2021年12月の取締役会で承認され、2022年1月1日付で保険会社との間で契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲はグループ全役員と当社の執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象としないこととしております。

### ④ 取締役及び監査役の報酬等

#### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### 1.業績指標に連動しない金銭報酬（いわゆる固定報酬）の算定方法の決定に関する方針

当社役員に対する従前の処遇の水準を踏まえつつ、役位、役職、職責、担当業務、経歴、在籍年数をベースに業績や中長期的視点に基づく成長への貢献度等を加味し、他社水準や従業員給与の水準も総合的に勘案して決するものとする。

#### 2.業績指標に連動する報酬の算定方法の決定に関する方針

当社の現況においては業績を追及するのみならず上場企業として安定した経営を定着させるべき必要があることを踏まえつつ、役員企業の企業価値向上に向けた意識の醸成については設定済の新株予約権信託及び役員株式累積投資制度によって一定程度実現できることから、当面は導入しないものとし、今後、諸状況に応じて適宜検討するものとする。

#### 3.非金銭報酬に関する方針

当面導入しないものとする。

#### 4.報酬の種類毎の割合に関する方針

上記のとおり金銭報酬のみとすることから、設定しないものとする。

5.報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針

年俸制として、これを12分し、各月に支給するものとする。

6.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する方針

代表取締役社長に対して、独立役員が過半数で構成する任意の指名報酬諮問委員会の答申に従う範囲内にて個人別の具体的な報酬額を決定する権限を委任するものとし、事前に代表取締役社長から当該委員会に対して個人別の具体的な報酬額の案を提示して当該委員会の意見を得た上で、代表取締役社長は当該委員会の答申に従って決定することとし、かつ、代表取締役社長は報酬額の決定後に改めて当該委員会に対し報告をするものとする。

7. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

当社の取締役の報酬は、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、短期的な業績結果によって報酬を変動させるのではなく、各役位や職責に応じた一定の報酬基準とすることを基礎とするものとする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 報酬等の総額         | 報酬等の種類別の総額     |         |        | 対象となる<br>役員の員数 |
|--------------------|----------------|----------------|---------|--------|----------------|
|                    |                | 基本報酬           | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |                |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 233百万円<br>(5)  | 233百万円<br>(5)  | —       | —      | 7名<br>(2)      |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 20百万円<br>(8)   | 20百万円<br>(8)   | —       | —      | 4名<br>(2)      |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 253百万円<br>(14) | 253百万円<br>(14) | —       | —      | 11名<br>(4)     |

(注) 1. 上記には、2021年3月26日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおりません。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 取締役の報酬限度額は、2018年3月30日開催の第1回定時株主総会において、年額300百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名(うち社外取締役は1名)です。

4. 監査役の報酬限度額は、2018年3月30日開催の第1回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役相原信雄氏は、株式会社桑山の相談役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役上平光一氏は、スタンレー電気株式会社の社外監査役及び株式会社タックスネットワークの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役渡邊定義氏は、渡邊定義税理士事務所所長、湘南信用金庫非常勤監事及びF I G株式会社の取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

|           | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                            |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 相原 信雄 | 当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                                   |
| 取締役 上平 光一 | 当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において適宜発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                                            |
| 監査役 河野 淳二 | 当事業年度に開催された取締役会14回、監査役会15回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、管理・監査部門における豊富な経験と幅広い知見により、事業運営における適正性を確保するための発言を行っております。                                             |
| 監査役 渡邊 定義 | 当事業年度に開催された取締役会14回、監査役会15回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において当社の財務・会計について適宜、必要な発言を行っております。 |

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 仰星監査法人

#### ② 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 33百万円 |
| 当事業年度に係る非監査業務に基づく報酬額                | 1百万円  |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 34百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社及び当社の国内連結子会社は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属する仰星税理士法人に対して、非監査業務（税務アドバイザリー業務等）に基づく報酬を支払っています。
4. 当社は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属する仰星コンサルティング株式会社に対して、財務報告に係る内部統制等の文書化支援業務に基づく報酬を支払っています。

#### ③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対し、新株の発行に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

#### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### 3 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は会社の「ミッション」「社是」「行動指針」を定め、これらを企業活動の前提とすることを当社グループの役職員に徹底します。

コンプライアンスに関しては、当社グループのリスク管理及びコンプライアンスを一体として推進することにより、公正・透明かつ健全な経営を実現することを基本方針とする「リスク管理・コンプライアンス規程」を制定し、同規程に基づき、当社グループの重要なリスク及びコンプライアンスに関する重要方針・施策・体制等を審議・決定する組織として、当社の社長を委員長とし、当社の常勤取締役及び当社グループ子会社の社長を委員とする「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置します。また、リスク管理・コンプライアンス委員会の下にリスク管理・コンプライアンス運営委員会を置き、同委員会の活動の実効性を確保します。当社グループの各部門長をリスク管理及びコンプライアンス推進責任者とし、各部門におけるリスク管理及びコンプライアンスを推進する体制を整備します。さらに、リスク管理及びコンプライアンスの主管部署は、役職員に対し社内教育・研修・訓練等を実施します。

当社グループの役職員の不正・法令違反行為等を未然に防止し、また、不正行為等の早期発見と是正することにより当社グループの社会的信頼を確保するため「グループ内部通報管理規程」を制定します。同規程に基づき、当社グループの役職員がコンプライアンスに関し直接通報できる「通報窓口」を当社及び外部に設置し、当社グループの内部通報制度を整備します。また、同規程では、「通報窓口」への通報者又は調査に協力した者に対し、通報又は調査協力をしたことを理由として、会社が不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、当社グループの役職員に対し内部通報制度を周知徹底します。

財務報告の適正性を確保するために、金融商品取引法その他関係法令に従い、適正な会計処理及び財務報告を確保する内部統制の整備及び評価に取組みます。当社及び評価の対象となる当社グループ子会社の社内体制の整備並びに業務の文書化・評価・改善等は、関係各部門が効率的且つ効果的に取組みます。また、財務状況に影響を及ぼす重要事項は、取締役会の決議事項又は報告事項とし、財務報告に係る内部統制を適切に整備します。

当社は、「内部監査規程」を制定し、同規程に基づき、社長直轄で独立した組織の内部監査室が社長の指揮命令により当社及び当社グループ子会社の内部監査を実施します。内

部監査室は、当該監査結果を社長に報告するとともに、改善が必要と認めた事項については被監査部門の部門長に改善計画の策定を指示します。被監査部門の部門長は、改善計画を策定し、内部監査室は改善状況についてフォローアップし改善状況を社長に報告します。

## ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」を制定し、取締役会、経営会議、グループ経営会議等の重要会議の議事録、稟議書及び契約書等の取締役の職務の執行に係る重要な文書等（電磁的媒体等の記録含む）を法令及び重要性等に即し、適切に保存し管理します。当社の取締役及び監査役から文書等の閲覧請求があった場合は、遅滞なく閲覧できる体制を整備します。

情報システムを利用した情報資産に関する「情報システム管理基本規程」を制定し、経営情報等の情報資産を適切に管理します。また、「情報セキュリティポリシー」を制定し、リスク管理・コンプライアンス委員会の一部として、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、改善点の検討、並びに教育・啓発活動等を行う情報セキュリティ委員会を設置するなど、取締役の職務の執行に係る重要な情報資産の適切な管理体制を整備します。

## ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関しては、「リスク管理・コンプライアンス規程」を制定し、同規程に基づき、当社グループの企業活動における重要なリスクを把握・評価し、リスク対応策についてリスク管理・コンプライアンス委員会で判断するとともに、対応状況を継続的にモニタリングし、事業の発展・拡大を継続的に推進する体制を整備します。

当社グループの情報システムに関する企画、開発、運用、安全管理等の方針及び手続き、また有効性及び効率性、準拠性、信頼性、可用性、機密性を確保することを目的とした「情報システム管理基本規程」を制定し、さらに情報システムの安全性を確保する「情報セキュリティポリシー」を定め情報セキュリティの管理体制の整備を徹底します。

## ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、原則として毎月1回定期に開催するほか、必要に応じ臨時に開催し、当社グループの経営の基本方針及び業務執行に係る重要事項を決定し、当社の取締役の業務執行を監督するとともに、月次の業績等の状況を報告することにより効率的な業務執行を確保します。



当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「取締役会規程」のほか「業務分掌規程」又は「職務権限規程」にそれぞれの職務及び権限者を定めます。

当社は、経営会議を原則として毎月1回定期に開催し、当社の業況並びに当社の取締役会付議に関する事項等を審議することにより効率的な業務執行を遂行します。

当社は、グループ経営会議を原則として毎月1回定期に開催し、当社グループ子会社の社長より各会社の月次の業績等を報告し、事業計画の進捗状況の情報を共有することにより効率的な業務執行を遂行します。

当社の取締役会は、当社グループの取締役及び使用人が共有する当社グループ全体の目標として事業計画及び中期経営計画を策定します。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ 当社は「子会社管理規程」を制定し、当社グループ子会社と相互に密接な連携のもとに経営を円滑に遂行するため、子会社の業務執行において当社の取締役会又は社長が承認する決議事項及び報告事項を定め、当社取締役会又は社長が決議、協議する体制を整備します。また、当社の取締役を当社グループ子会社の取締役又は監査役に選任し、当社グループ子会社における業務及び財産の状況を把握し、必要に応じ改善等を指導します。
- ロ 当社の監査役又は監査役会は、会計監査人及び内部監査室と連携し、当社グループの連結経営に対応した調査・監査を行います。
- ハ 「リスク管理・コンプライアンス規程」を当社グループ子会社にも適用し、同規程に基づき、当社グループ子会社の社長がリスク管理・コンプライアンス委員会の委員となり、当社グループ子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに子会社の損失の危険の管理に関する体制を整備します。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項の体制

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人を置いておりませんが、必要に応じて当該使用人を置くこととし、当該使用人の人事及び変更については、監査役の同意を得るものとします。

監査役が監査の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に、監査役の職務を補助する使用人に対する指揮命令権は監査役に帰属し、当該使用人は監査役の指揮命令を受け、取締役その他の者から指揮命令を受けないものとします。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 常勤監査役は、経営会議、グループ経営会議、リスク管理・コンプライアンス委員会等重要会議に出席し、取締役又は使用人から報告を受けるとともに、監査のための必要な情報を取得します。
- 当社グループ子会社の役職員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告します。
- 当社グループの役職員を適用範囲とする「グループ内部通報管理規程」を制定し、同規程に基づき整備される当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループに著しい損害を与える情報を確認した際には、当社の監査役に報告します。更に、当該担当部署は、リスク管理・コンプライアンス委員会に、当社グループの内部通報の状況を報告するとともに、監査役に報告します。
- ⑧ 監査役への報告に関する体制
- イ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
- 常勤監査役は、経営会議、グループ経営会議、リスク管理・コンプライアンス委員会等重要会議に出席し、取締役又は使用人から報告を受けるとともに、監査のための必要な情報を取得します。
- ロ 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
- 当社グループ子会社の役職員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告します。また、当社グループの役職員を適用範囲とする「グループ内部通報管理規程」を制定し、同規程に基づき整備される当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループに著しい損害を与える情報を確認した際には、当社の監査役に状況を報告します。さらに、当該担当部署は、リスク管理・コンプライアンス委員会に、当社グループの内部通報の状況を報告するとともに、監査役に報告します。
- ⑨ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、会社が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、当社グループの役職員に対し周知徹底します。



⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還手続きその他費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ 社長又は内部監査室は、常勤監査役と定期的又は必要に応じ意見交換を行います。
- ロ 会計監査人又は取締役もしくはその他の使用人から報告を受けた監査役は、これを監査役会に報告します。
- ハ 監査役会は、必要に応じて外部の専門家から監査に関して助言を受けることができるものとします。
- ニ 監査役は、当社グループの業務の執行状況及び財務情報に係る重要書類（電磁的媒体等の記録含む）を適時に閲覧できます。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、社是である「正々堂々」に基づき、「反社会的勢力対応規程」を制定し、当社グループの社会的責任として毅然として対応し、反社会的勢力とは一切の関係を遮断します。また、同規定により、平素より取引の際に調査し、また関係行政機関、法律の専門家と連携し、反社会的勢力に対応する体制を整備します。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社グループは、上記の業務の適正を確保するための体制について、内部統制システムの整備及び運用状況について定期的に確認調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果、判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当事業年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

### ① リスク管理、コンプライアンスに関する取組み

当社は、当社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、リスク管理・コンプライアンス委員会を開催し、当該委員会において、当社各部門から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

### ② 企業グループにおける業務の適正の確保

- イ 当社は「子会社管理規程」を制定し、当社グループ子会社と相互に密接な連携のもとに経営を円滑に遂行するため、子会社の業務執行において当社の取締役会又は代表取締役社長が承認する決議事項及び報告事項を定め、当社取締役会又は代表取締役社長が決議、協議する体制を整備しております。また、当社の取締役を当社グループ子会社の取締役又は監査役に選任し、当社グループ子会社における業務及び財産の状況を把握し、必要に応じ改善等を指導しております。
- ロ 当社の監査役又は監査役会は、会計監査人及び内部監査室と連携し、当社グループの連結経営に対応した調査・監査を行いました。
- ハ 「リスク管理・コンプライアンス規程」を当社グループ子会社にも適用し、同規程に基づき、当社グループ子会社の社長がリスク管理・コンプライアンス委員会の委員となり、当社グループ子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに子会社の損失の危険の管理に関する体制を整備しております。

### ③ 監査役の監査体制

- イ 監査役会は、代表取締役と情報を共有するとともに意思の疎通を図るため、半期毎に意

見交換を行っております。

- ロ 常勤監査役は、グループ経営会議、リスク管理・コンプライアンス委員会等の重要会議に出席し、また、業務執行取締役及び執行役員本部長からヒアリングを実施する等により、内部統制システムの運用状況又は監査に必要な情報を取得し、監査役会に報告しております。
- ハ 監査役は、内部監査室と適宜協議又は意見交換を行うとともに、会計監査人を含め三様監査を四半期ごとに行い、連携して内部統制が有効に機能しているか検証を行っております。

#### 4 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと認識し、将来の企業価値向上と競争力を極大化すること、また企業体質強化のための内部留保を勘案しつつ、現在は業績に見合った利益還元を行うことを基本方針としております。

剰余金の配当は年1回を基本的な方針としており、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款で定めております。なお、期末配当の基準日は毎年12月31日、中間配当の基準日は毎年6月30日とし、このほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

このような方針の下、第5期の期末配当につきましては、2022年2月25日開催の取締役会において、以下のとおり剰余金の処分に関する決議をいたしました。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき55円 総額316,406,750円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年3月8日

## 連結貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目            | 金 額               |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>  |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>8,206,462</b>  | <b>流動負債</b>    | <b>5,558,747</b>  |
| 現金及び預金          | 3,293,147         | 買掛金            | 3,000,378         |
| 受取手形及び売掛金       | 2,935,161         | 1年内返済予定の長期借入金  | 502,708           |
| 商品及び製品          | 764,069           | リース債務          | 264,965           |
| 仕掛品             | 32,221            | 未払金            | 899,241           |
| 原材料及び貯蔵品        | 997,097           | 未払法人税等         | 372,599           |
| その他             | 184,764           | その他            | 518,853           |
| <b>固定資産</b>     | <b>4,571,246</b>  | <b>固定負債</b>    | <b>1,777,983</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>3,833,576</b>  | 長期借入金          | 504,605           |
| 建物及び構築物         | 2,138,156         | リース債務          | 653,263           |
| 機械装置及び運搬具       | 462,835           | 長期未払金          | 385,972           |
| 土地              | 313,622           | 繰延税金負債         | 54,913            |
| リース資産           | 822,603           | 資産除去債務         | 172,494           |
| その他             | 96,358            | その他            | 6,735             |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>443,424</b>    | <b>負債合計</b>    | <b>7,336,731</b>  |
| のれん             | 74,175            | <b>(純資産の部)</b> |                   |
| ソフトウェア          | 272,580           | <b>株主資本</b>    | <b>5,426,919</b>  |
| その他             | 96,668            | 資本金            | 1,020,557         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>294,245</b>    | 資本剰余金          | 920,557           |
| 投資有価証券          | 25,816            | 利益剰余金          | 3,486,010         |
| 敷金及び保証金         | 136,287           | 自己株式           | △205              |
| 繰延税金資産          | 85,356            | その他の包括利益累計額    | 13,734            |
| その他             | 46,785            | その他有価証券評価差額金   | 4,255             |
| <b>資産合計</b>     | <b>12,777,709</b> | 為替換算調整勘定       | 9,479             |
|                 |                   | 新株予約権          | 324               |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>   | <b>5,440,978</b>  |
|                 |                   | <b>負債純資産合計</b> | <b>12,777,709</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額        |
|-----------------|------------|
| 売上高             | 26,264,847 |
| 売上原価            | 19,007,056 |
| 売上総利益           | 7,257,791  |
| 販売費及び一般管理費      | 5,534,556  |
| 営業利益            | 1,723,235  |
| 営業外収益           |            |
| 受取利息及び配当金       | 6,792      |
| 受取物品売却益         | 9,031      |
| 受取賃料            | 7,805      |
| 受取補償金           | 1,040      |
| 原助力立地給付金        | 8,176      |
| 助成金の収入          | 14,100     |
| その他             | 16,230     |
| 営業外費用           |            |
| 支払利息            | 26,610     |
| 支払手数料           | 4,923      |
| 新株発行費           | 9,247      |
| その他             | 513        |
| 経常利益            | 1,745,119  |
| 特別利益            |            |
| 固定資産売却益         | 4,667      |
| 特別損失            |            |
| 固定資産除却損         | 818        |
| リース解約損          | 36         |
| 税金等調整前当期純利益     | 1,748,931  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 603,329    |
| 法人税等調整額         | 34,796     |
| 当期純利益           | 1,110,806  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 1,110,806  |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目              | 金 額              |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>    |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>5,635,265</b> | <b>流動負債</b>      | <b>2,989,606</b> |
| 現金及び預金          | 2,234,566        | 買掛金              | 1,333,093        |
| 売掛金             | 1,095,997        | 関係会社短期借入金        | 900,000          |
| 商品及び製品          | 674,317          | 1年内返済予定の長期借入金    | 459,844          |
| 原材料及び貯蔵品        | 627,004          | リース債務            | 3,343            |
| 前払費用            | 24,009           | 未払金              | 167,522          |
| 関係会社短期貸付金       | 510,000          | 未払費用             | 42,288           |
| 1年内回収予定の関係会社    |                  | 未払法人税等           | 43,722           |
| 長期貸付金           | 320,548          | 預り金              | 19,149           |
| その他             | 148,821          | その他              | 20,644           |
| <b>固定資産</b>     | <b>2,095,837</b> | <b>固定負債</b>      | <b>534,424</b>   |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>747,294</b>   | 長期借入金            | 447,501          |
| 建物              | 418,765          | リース債務            | 4,883            |
| 構築物             | 47,325           | 長期未払金            | 76,034           |
| 機械及び装置          | 36,548           | 資産除去債務           | 6,005            |
| 車両運搬具           | 17,110           |                  |                  |
| 工具、器具及び備品       | 48,941           | <b>負債合計</b>      | <b>3,524,031</b> |
| 土地              | 171,351          | <b>(純資産の部)</b>   |                  |
| リース資産           | 7,252            | <b>株主資本</b>      | <b>4,202,492</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>363,246</b>   | 資本金              | 1,020,557        |
| 商標権             | 11,598           | 資本剰余金            | 1,784,483        |
| ソフトウェア          | 271,306          | 資本準備金            | 929,329          |
| 施設利用権           | 3,271            | その他資本剰余金         | 855,153          |
| その他             | 77,071           | <b>利益剰余金</b>     | <b>1,397,658</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>985,295</b>   | 利益準備金            | 20,227           |
| 投資有価証券          | 25,478           | その他利益剰余金         | 1,377,430        |
| 関係会社株式          | 443,647          | 繰越利益剰余金          | 1,377,430        |
| 出資金             | 10               | <b>自己株式</b>      | <b>△205</b>      |
| 関係会社長期貸付金       | 410,704          | 評価・換算差額等         | 4,255            |
| 長期前払費用          | 16,538           | その他有価証券評価差額金     | 4,255            |
| 繰延税金資産          | 6,316            | <b>新株予約権</b>     | <b>324</b>       |
| その他             | 82,600           | <b>純資産合計</b>     | <b>4,207,071</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>7,731,103</b> | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>7,731,103</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 9,507,133 |
| 売上原価         | 6,495,890 |
| 売上総利益        | 3,011,243 |
| 販売費及び一般管理費   | 2,014,780 |
| 営業利益         | 996,462   |
| 営業外収益        |           |
| 受取利息         | 31,766    |
| 受取配当金        | 478       |
| 物品売却益        | 2,130     |
| その他          | 5,517     |
| 合計           | 39,892    |
| 営業外費用        |           |
| 支払利息         | 16,901    |
| 支払手数料        | 4,923     |
| 新株発行費        | 9,247     |
| その他          | 2         |
| 合計           | 31,074    |
| 経常利益         | 1,005,280 |
| 特別利益         |           |
| 固定資産売却益      | 4,667     |
| 特別損失         |           |
| 固定資産除却損      | 268       |
| 税引前当期純利益     | 1,009,678 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 91,013    |
| 法人税等調整額      | 2,084     |
| 当期純利益        | 916,580   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年2月18日

株式会社 S T I フードホールディングス  
取締役会 御中

仰星監査法人  
東京事務所

|                   |       |     |     |
|-------------------|-------|-----|-----|
| 指 定 社 員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 中 川 | 隆 之 |
| 指 定 社 員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 三 木 | 崇 央 |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 S T I フードホールディングスの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 S T I フードホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年2月18日

株式会社 S T I フードホールディングス  
取締役会 御中

#### 仰星監査法人

東京事務所

|                |       |    |    |
|----------------|-------|----|----|
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 中川 | 隆之 |
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 三木 | 崇央 |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 S T I フードホールディングスの2021年1月1日から2021年12月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### 3. 重要な後発事象

2022年1月28日、当社の連結子会社である株式会社STIフード船橋工場にて火災が発生いたしました。本件に関しまして、連結注記表及び個別注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりの後発事象が存在します。

2022年2月25日

株式会社STIフードホールディングス  
監査役会

常勤監査役 小川 隆 (署名)

監査役 塚本 幸一 (署名)

社外監査役 河野 淳二 (署名)

社外監査役 渡邊 定義 (署名)

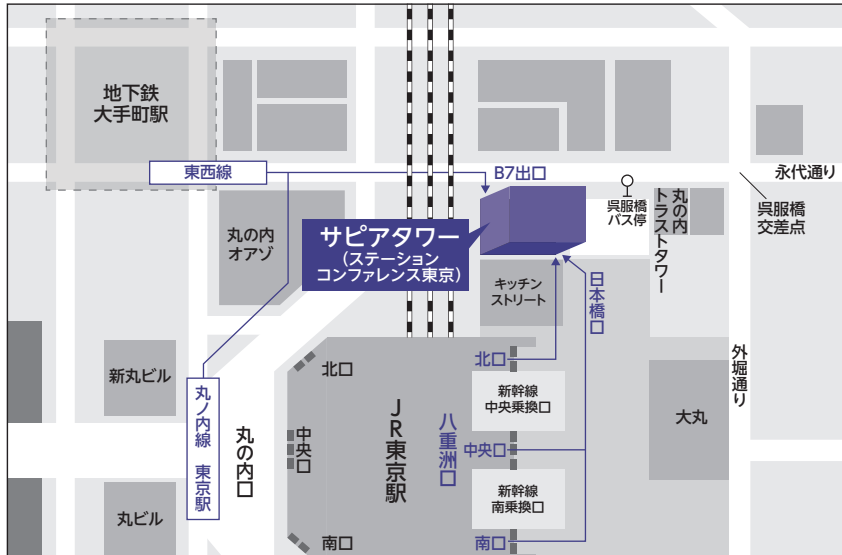
以上





# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区丸の内一丁目7番12号  
サピアタワー 5階  
ステーションコンファレンス東京  
電話 03-6888-8080



最寄駅 JR東京駅日本橋口直結 八重洲北口改札徒歩2分  
東京メトロ東西線大手町駅B7出口直結

駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。